

江戸川区私道防犯灯 LED 化事業に係るプロポーザル実施要領

町会・自治会等（以下「町会等」という。）が管理する共同住宅内を除く私道にある防犯灯（以下「私道防犯灯」という。）を町会等から委任を受けた江戸川区（以下「区」という。）が契約を行い、リース方式により LED 化する。

本事業において、民間事業者から広く提案を募り、区と町会等にとって最も優れている事業候補者を選定するため、次のとおり事業提案の募集（以下「プロポーザル」という。）を行う。

1. 事業目的

町会等が管理する私道防犯灯を LED 化することで、二酸化炭素排出量の削減による環境負荷低減と、消費電力量の削減による電気料金の低減を実現するために実施する。

プロポーザルの実施に当たっては、10 年間の包括的リース方式を活用することにより、費用を平準化し、併せて私道防犯灯の効率的な整備を図ることを目的とする。

2. 事業概要

(1) 事業名称

江戸川区私道防犯灯 LED 化事業

(2) 事業内容

LED 灯具及び設置に必要な付属品一式の賃貸借

(3) 契約概要

ア 私道防犯灯の LED 化工事及び不具合の対応を含めた包括的リース契約とする。

イ 私道防犯灯の LED 化工事及び電気契約変更は、令和 6 年 2 月 29 日までに完了すること。

ウ リース期間は 10 年間で、令和 6 年 3 月 1 日から令和 16 年 2 月 28 日までとする。

エ リース期間の満了にあたっては、リース設備一式を区に無償譲渡すること。

(4) 業務内容

別紙「私道防犯灯 LED 化事業に係る業務概要書」のとおり。（以下「業務概要書」という。）

(5) 事業対象

区が指定する私道防犯灯

灯具の取換・管理：3,941 基

管理番号プレート of 取換・管理：5,461 基

管理システムデータ更新：5,688 基

本基数は現時点で区が想定しているもので、最終的な基数は現場調査等の結果による。

(6) 予定上限価格

総額 454,785,200 円（税抜）

(7) 支払い方法

令和 6 年 3 月より 10 年間の毎月均等払い。

前払い及び中間払いは行わない。

(8) 事務局

江戸川区土木部保全課事業調整係

〒132-8501 東京都江戸川区中央一丁目4番1号 第二庁舎3階

TEL：03-5662-1930（直通）

電子メール：hozen@city.edogawa.tokyo.jp

3. 応募に関する事項

(1) 応募者の資格要件

ア 法人格を有する事業者であること。

イ 日本国内の企業であること。

ウ 応募者は、本事業を遂行する能力を有する単独企業あるいはグループ（複数の企業で構成）とすること。

なお、灯具メーカー及び工事下請業者はグループに含まない。

エ グループで応募する場合は、代表者を1社選定し、その代表者が応募者となり、グループを構成する企業（以下「構成員」とする。）を取りまとめ、本事業遂行に関するすべての責任を負うこと。

また、応募者は賃貸借役割を担い、資産の保有、区との連絡窓口、契約等諸手続きを行うこと。

オ グループの場合は、各々の役割分担（賃貸借役割、施工管理役割、その他必要な役割）を明確にすること。

カ グループの場合は、企画提案書（以下「提案書」という。）の提出時にグループの構成員をすべて明らかにすること。

キ 地方公共団体のLED街路灯に関する、本事業と同規模程度以上のリース事業契約実績があること。

(2) 応募者及び工事下請業者等本事業に携わるすべての者の制限

次に掲げる者は、本事業に携わることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく手続開始の申立てがなされている者。

ウ 江戸川区契約における暴力団等排除に関する特約条項第1条の規定に該当する者。

エ 江戸川区から指名停止処分を受けている者。

オ 過去2年間のうちに、国税又は地方税を滞納している者。

カ 過去2年間のうちに、労働基準法又は労働安全衛生法による罰則を受けている者。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 本実施要領に示されたプロポーザル参加形態及び資格要件を満たしていない場合。

イ 提出書類に虚偽の記載がされている場合。

- ウ 提出書類及び提出の方法が、本実施要領及び業務概要書に定める事項に適合しない場合。
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。
- オ 正当な理由なくプロポーザルに応じなかった場合。
- カ 公示の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合。

4. スケジュール（予定）

項目	日程
① プロポーザル実施要領等の公表	令和5年5月16日（火）
② 参加表明書類等の受付期間	令和5年5月17日（水）～5月29日（月）
③ 質問受付期間（参加表明書関係事項）	令和5年5月17日（水）～5月23日（火）
④ 質問回答（参加表明書関係事項）	令和5年5月25日（木）
⑤ 質問受付期間（提案書関係事項）	令和5年5月17日（水）～5月31日（水）
⑥ 質問回答（提案書関係事項）	令和5年6月2日（金）
⑦ 提案書の受付期間	令和5年6月5日（月）～6月26日（月）
⑧ 一次審査（書類審査）	令和5年7月上旬
⑨ 一次審査結果の通知	令和5年7月5日（水）
⑩ 二次審査（プレゼンテーション審査）	令和5年7月7日（金）
⑪ 二次審査結果の通知	令和5年7月11日（火）
⑫ 契約内容の確定	令和5年7月下旬
⑬ 契約締結	令和5年8月上旬

5. プロポーザルの公募及び実施要領等の公表

プロポーザルの公募を以下のとおり行い、併せて実施要領等の公表を行う。

(1) 公表日

令和5年5月16日（火）

(2) 公表方法

区ホームページに公表する。

(3) 公表資料

本実施要領、江戸川区私道防犯灯 LED 化事業に係る業務概要書及び様式集一式

6. 参加表明書の提出

応募者はプロポーザルの参加表明に必要な書類を提出すること。

(1) 受付期間

令和5年5月17日（水）～5月29日（月）午後4時まで

ただし、持参の場合は、正午から午後1時までを除く開庁時間内に持参すること。

(2) 提出方法

事前に電話連絡のうえ、持参もしくは郵送（配達記録）すること。

(3) 提出先

事務局

(4) 提出書類

以下の提出書類を綴じたものを正1部、副2部提出すること。

各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4 縦長ファイルに綴じたものを提出すること。なお、本書類は応募者分のみ作成し提出すること。

ア 参加表明書（様式第1号）

グループで参加する場合は、応募者が作成すること。

イ 企業概要等

（ア）応募企業概要（様式第2号-1）

（イ）リース事業実績一覧表（様式第2号-2）

ウ 商業登記簿謄本

提出日前3箇月以内に発行された履歴事項を証明する謄本。

エ 印鑑証明書

所管法務局発行の証明書の正本で、提出日前3箇月以内に発行されたもの。

オ 納税証明書の写し

最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税の納税証明書を各一通ずつ綴じたもの。事務所が複数箇所ある場合には、本社の所在地の公官庁で発行する納税証明書を提出すること。

カ 財務諸表の写し

直近3年間の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表を綴じたもの。

株式を上場している場合は、その旨を記載すること。

キ 確定申告書の写し

直近3年分の法人税確定申告書を提出すること。

ク 勘定科目内訳明細書の写し

直近3年分の法人税確定申告書に添付したものを提出すること。

ケ パンフレット

会社概要の記載あるパンフレット。もしくはこれに類似するもの。

7. 質問の受付

応募者が本事業について質問がある場合、以下のとおり質問を受け付ける。

なお、本件の趣旨からかけ離れた質問や、電話又は来訪による口頭での質疑、及び受付期限を過ぎた質問は受け付けない。

(1) 受付期間

参加表明書関係事項：令和5年5月17日（水）～5月23日（火）午後4時まで

提案書関係事項：令和5年5月17日（水）～5月31日（水）午後4時まで

(2) 提出方法

質問書（様式第3号）に記載し、電子メールにて提出すること。

電子メールの件名に「プロポーザル質問書（社名）」と明記すること。

電子メール送信後に、電話にて着信確認をすること。

(3) 提出先

事務局

(4) 回答日

参加表明書関係事項：令和5年5月27日（木）

提案書関係事項：令和5年6月2日（金）

(5) 回答方法

提出された質問を取りまとめて、区ホームページに公表する。

8. 提案書の提出

応募者はプロポーザルの提案書を提出すること。

(1) 受付期間

令和5年6月5日（月）～6月26日（月）午後4時まで

ただし、持参の場合は、正午から午後1時までを除く開庁時間内に持参すること。

(2) 提出方法

事前に電話連絡のうえ、持参もしくは郵送（配達記録）すること。

(3) 提出先

事務局

(4) 提出書類

応募者はプロポーザルの提案書を作成し、各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを提出すること。

提案の内容については、次項「提案書に係る記載事項等」の内容を明記し、本実施要領及び業務概要書に記載された要件を満たしたものとすること。

ア 提案書は応募者一社につき一案とし、グループの場合は応募者が提出すること。

イ 提案書提出届（様式第4号）を表紙とし、規定の様式を使用すること。

ウ 書類については、原則A4判の用紙とする。なお、必要に応じてA3判折り込みも可とする。また、カラー印刷も可とする。

エ 正確かつ簡潔な内容とし、提出が求められていない資料を添付するなど過大なものとならないよう留意すること。

オ 提出部数は様式第5号～第7号までは正1部、副2部とする。様式第8号以降の資料は正1部、副4部とする。なお、提案書をPDF形式で保存した電子媒体（CD-R又はDVD-Rとし、USBメモリは不可とする。）一枚を併せて提出すること。

カ 様式第8号以降の資料のうち、副本については、応募者及びグループ構成員の企業名を黒塗り被覆するなどして読み取れないようにすること。

9. 提案書に係る記載事項等

提案書には以下の内容を所定の様式に明記し、業務概要書に記載された要件を満たす内容とすること。

(1) グループ構成表（様式第5号）

グループで応募する場合は構成員をすべて明らかにし、各々の役割分担（賃貸借役割、その他必要な役割）を明確にすること。

(2) 構成企業概要（様式第6号）

グループで応募する場合は応募者を除くすべての構成員の企業概要を、以下の資料と併せて提出すること。

ア 商業登記簿謄本

提出日前3箇月以内に発行された履歴事項を証明する謄本。

イ 印鑑証明書

所管法務局発行の証明書の正本で、提出日前3箇月以内に発行されたもの。

ウ 納税証明書

最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税の納税証明書を各一通ずつ綴じたもの。事務所が複数箇所ある場合には、本社の所在地の公官庁で発行する納税証明書を提出すること。

(3) 各役割の責任者業務実績表（様式第7号）

各役割分担の責任者を定め、以下の資料と併せて提出すること。

ア 特定建設業の許可証明書の写し

建設業法第3条第1項に規定する特定建設業又はこれに類する許可証明書を提出すること。担当業務内容により本証明書が必要ない場合はその旨を記載すること。

イ 資格者免許証の写し

応募者又は各役割分担において有資格技術者が必要な場合は、資格者免許証の写しを提出すること。

(4) 事業概要（様式第8号）

ア 事業全体の実施方針、事業スケジュール等

イ 事業実施体制やグループで応募する場合の役割分担、連絡体制

(5) 使用機器概要（様式第9号）

ア 灯具選定の考え方や灯具の仕様・性能

イ 灯具及び設置に必要な付属品の生産・供給体制

ウ 選定した灯具の仕様や外観写真及び設置に必要な付属品一式の仕様が記載されている仕様書又はカタログを添付すること。

(6) 現場調査概要（様式第10号）

ア 現況調査の方法

イ 調査項目

(7) 管理システム概要（様式第11号）

ア 管理システムデータ更新の頻度、時期及び工夫点

(8) 工事概要 (様式第 12 号)

ア 施工計画、施工体制、安全管理、工程管理、品質管理における重要事項

イ 電気契約変更手続きの頻度、時期及び工夫点

ウ 対象灯具の不点灯対応等、LED 化工事中の対応

エ 工事中に発生した事故や緊急時の対応、加入する保険の名称及び補償内容

オ 既存灯具及び LED 化工事により発生した付属物等の処分方法

(9) 不具合対応概要 (様式第 13 号)

ア 不具合対応の取組体制、区との連絡体制及び不点灯など不具合発生時に区から連絡を受けた時点から交換、又は補修対応までの期間

イ 加入する保険の名称及び補償内容、災害発生により不具合が発生した場合や灯具が想定以上に故障、腐食をした場合など対応

ウ 設置した灯具が周辺環境に影響等を及ぼしたときの対応

(10) 区内電気工事業者活用概要 (様式第 14 号)

過去 5 年の間に、区街路灯 LED 化工事又は区街路灯維持管理業務に携わった経験のある区内電気工事業者を多く採用する提案であること。

また、その他区内電気工事業者を活用できる提案であること。事業に参加する町会等から推薦のあった電気工事業者については、別添「資料 8 町会等推薦電気工事業者一覧」に示す。

区外の業者を採用する場合はその旨を明記すること。

(11) 事業効果 (様式第 15 号)

LED 化したケースと LED 化しないケースの 10 年間にかかる電気料金、消費電力量及び二酸化炭素排出量を算出のうえ、本事業による削減効果を記載すること。なお、街路灯と同様に定額制と仮定して参考に算出すること。

なお、電気料金については、「公衆街路灯 A」、「燃料費調整単価」、「再生可能エネルギー発電促進賦課金」(令和 5 年 5 月分)をもとに算出する。消費電力は年間 4,000 時間点灯することとし、二酸化炭素排出量は二酸化炭素排出係数 0.468kg-CO₂/kWh をもとに算出すること。また、既設の情報として、蛍光灯 20W(FL20)3,929 基、水銀灯 40W(HF40)4 基、水銀灯 80W(HF80)3 基、水銀灯 200W(HF200)5 基を用いること。

(12) 事業費用 (様式第 16 号-1)、私道防犯灯リース料内訳 (様式第 16 号-2)

ア リース事業費の総額、リース料及びその内訳として調査費、機器費、工事費、管理システム更新費、不具合対応費、その他経費等に分けて記載すること。

イ 金額算出根拠の積算資料を添付すること。

ウ 設置に必要な付属品一式の仕様及び価格を記載すること。

(13) 区内産業支援 (様式第 17 号)

本事業における工事費及び不具合対応費の総額のうち、区内電気工事業者を活用し実施する業務の発注予定総額が占める割合を算出し、以下の条件をふまえ、区内活用率(予定)、

区内活用額割合（予定）として示すこと。

ア 区内活用率（予定）は80%以上とすること。

イ 本事業の契約金額に対する区内電気工事業者に発注予定の総額の割合については、提案書に示した値を、本事業を請け負った際に下回らないこと。

(14) 工事施工業務に関する関心表明書（自由書式）

本事業の工事施工業務に関し、業務に携わる関心を示した区内電気工事業者の企業名、住所及び代表者氏名等を記載した書類を提出することができる。

10. 一次審査（書類審査）

一次審査は、参加表明書及び提案書等の提出資料をもって、別に定める「プロポーザル選定委員会」において審査を行う。

一次審査（書類審査）により、二次審査（プレゼンテーション）参加者を選定する。

(1) 結果通知

令和5年7月5日（水）に電子メールにて通知する。

11. 二次審査

本実施要領及び業務概要書に定める事項を満たした応募者について、別に定める「プロポーザル選定委員会」において審査を行い、最優秀提案者を選定する。プレゼンテーションは提案書を基に作成した資料を用いるものとし、プロジェクター及びスクリーンは事務局が、パソコン等機材は応募者が用意する。その他詳細事項は一次審査の結果通知と併せて通知する。なお、プレゼンテーション及び審査は非公開とする。

(1) 審査日程

ア 日 程：令和5年7月7日（金）

イ 実施要領：一次審査の結果通知と併せて通知する。

(2) 結果通知

令和5年7月11日（火）に区ホームページに公表する。

(3) 注意事項

応募者及びグループ構成員の会社名を特定できるような発言、資料の使用、その他物品の持ち込みは禁止とする。

12. 審査基準

審査における主な評価ポイントについては、次表のとおりとする。

評価項目	主な評価の視点	配点
応募者	・類似事業の実績、財務状況	15
事業概要 使用機器 現場調査	・計画の妥当性、事業実施の確実性 ・機器選定の妥当性、生産・供給体制の確実性 ・調査内容の妥当性	25

管理システム	・管理システムデータ更新の確実性	
LED 化工事 不具合対応	・施工計画の合理性、確実性 ・電気契約変更の確実性 ・不具合対応に関する内容及び体制の確実性	20
区内電気工事業者活用	・区内電気工事業者の活用状況	25
事業効果 事業費用 その他	・環境配慮の優位性 ・事業費用の優位性 ・有意義な提案の有無	15

13. 最優秀提案者

- (1) 区は、選定された最優秀提案者を本事業に係る契約の聴取相手とし契約交渉を行う。詳細協議の結果、双方合意のうえ契約の手続きを行う。なお、契約書は区の指定書式を使用する。
- (2) 最優秀提案者との契約が成立しない場合は、次点の提案者を契約の聴取相手とする。
- (3) 最優秀提案者が、提案書の提出日から契約締結までの間に、国又は地方公共団体の指名停止を受けた場合、その者については契約を行わないことがある。
- (4) 選定結果の詳細（審査内容・選考過程等）についての問い合わせには回答しない。また、異議の申し立てについては受け付けない。

14. 著作権及び提出書類等の取り扱い

- (1) 提出された提案書の著作権は、それぞれ提案者に帰属するものとし、第三者の著作権の使用の責は、使用した提案者にすべて帰する。
- (2) 区は、提案者から提出された提案書等について、提案者の承諾を得ずに無償で複製、使用できるものとする。なお、提出された書類等は返却しない。
- (3) 区は、提案者から提出された提案書等について、江戸川区情報公開条例（平成 13 年）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、プロポーザルの最優秀提案者決定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については、決定後の開示とする。

15. その他

- (1) プロポーザル参加に要する費用は、提案者の負担とする。やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止又は取り消すことがあるが、この場合において、プロポーザルに要した費用を区に請求することはできない。
- (2) 配布する資料等はプロポーザル応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。
- (3) 参加表明書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに「参加辞退届（様式第 18 号）」を持参し提出すること。
- (4) 応募者又は応募者のグループ構成員は、他の応募者又は応募者のグループ構成員になるこ

とはできない。

- (5) 応募者及びグループ構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、区と協議のうえ、区がこれを認めた場合はこの限りでない。
- (6) プロポーザルの応募において提出した書類の変更は認めない。なお、必要に応じて提出された書類について、区から追加資料を求めることがある。
- (7) プロポーザルにおいて、区の要求水準を満たす提案がなかった場合、最優秀提案者の選定は行なわない。また、参加者が一社の場合であっても、区の要求を満たす提案であれば、その者を最優秀提案者として選定する。
- (8) 本事業の契約が成立するまでの間において、選定された最優秀提案者が本実施要領に示された失格事項に該当することとなった場合は、当該最優秀提案者と契約を締結しない。
- (9) 参加表明書及び提案書に使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は測量法に定めるものとする。なお、フォントは原則としてMS明朝体12ポイントで統一すること。
- (10) この実施要領に定めるもののほか、本件の契約の内容に関しては、日本国の関係法令及び区の条例規則等の定めるところによる。
- (11) 本事業の実施期間中、区内活用率及び区内活用額割合に関する実際の金額を確認するため、資料の提示を求める。